

## 第1編

### 第2部 主な厚生行政の動き

#### 序章 総論

厚生行政の「厚生」とは、中国の書経に出てくる言葉である「徳を正しうして用を利し、生を厚うしてこれをし（正徳利用，厚生惟和）」に由来し、民の生を厚くする，すなわち，国民の生活を豊かにするという意味を持つ。厚生行政とは，出生から死亡まで，すべての国民の一生涯にわたって，健康で安心できる生活を保障する行政のことである。

厚生行政は，我が国の社会保障制度の中核を担っている。社会保障制度は，疾病，負傷，分べん，障害，死亡，老齡，多子その他生活の困難をもたらす様々な原因に対し，保険又は公費により経済的な保障を行い，生活に困窮する者に対しては最低限度の生活を保障するとともに，公衆衛生および社会福祉の向上を図るなど，すべての国民の健康で安心のできる生活の維持に必要な社会的支援を行うものであり，医療保険・年金保険等の社会保険，生活保護，高齢者・障害者等に対する社会福祉，保健・医療サービス，感染症対策，食品・医薬品の安全対策，水道・廃棄物処理行政等の衛生行政，戦没者遺族等に対する援護などがこれに含まれる。

このように，厚生行政は，国民が健康で安心のできる生活を営む上で必要不可欠な分野において，重要な役割を担っている。そして，21世紀の本格的な少子・高齢社会を迎えるに当たり，厚生行政がこれらの分野においてその役割を十分かつ的確に果たすことができるよう，必要な改革を総合的に行っていくなければならない。

第1部では，人口問題に関する調査・企画・立案という観点にも立ち，我が国社会経済に広範な影響を及ぼすと懸念される少子化の問題を取り上げた。少子化を生んでいる社会状況を掘り下げ，我が国の家族，地域，職場および学校への新たな展望を明らかにしつつ，「子どもを産み育てることに夢を持てる社会」をつくる取組みについて問題提起をした。

続く第2部では，第1部で触れた「子育て支援」に関わる施策を除く厚生行政の最近の主な動きと今後の改革の方向について述べる。

まず第1章では，政府の6つの改革の1つである「社会保障構造改革」について展望する。少子・高齢化の進展の中で，経済社会の活力を維持しつつ，国民が安心して暮らしていける社会を築いていくためには，医療・年金・福祉等全般にわたる効率的で安定した社会保障制度の構築が大きな課題となる。

2000（平成12）年度より導入されることとなった介護保険制度は，高齢者が介護が必要な状態になっても自立した生活を送ることができるよう社会的支援を行う仕組みであると同時に，福祉と医療に分かれている高齢者介護に関する制度を再編成するという意味で，社会保障構造改革の第一歩として位置づけられるものである。今後，その円滑な実施に向けて準備を進めるとともに，引き続き，介護サービスの供給体制の整備を推進していく必要がある。

医療制度については，高齢化の進展に伴う医療費の増大により医療保険制度の財政が大幅な赤字構造となっている中で，21世紀の少子・高齢社会においてもすべての国民が安心して良質な医療を受けられるよう，医療提供体制，医療保険制度の両面にわたって抜本的な改革を進めていかなければならない。年金制度については，少子・高齢化の進行に伴い現役世代の保険料負担が過重なものとならないよう，給付と負担の均衡を図るなど，1999（平成11）年の次期財政再計算に向けて，年金制度全体の見直しが必要である。

さらに、質の高い福祉サービスを効率的に確保していくため、社会福祉事業、社会福祉法人など社会福祉全般を支える基礎構造を抜本的に改革し強化を図ることが求められている。障害保健福祉施策については、障害者の自立と社会参加を推進していくとともに、身体障害、知的障害、精神障害の3つの施策の総合化を図る観点からの全般的な検討が必要である。

第2章では、「健康と安全を守る取組み」と題し、感染症、医薬品、地域保健・健康づくり、食品、水道、廃棄物の各分野について、問題点と今後の課題を浮き彫りにする。

平成9年版白書では「健康」の問題を取り上げ、医薬品、食中毒、感染症、飲料水などの原因により国民の生命・健康の安全を脅かす事態に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の対策を講ずる「健康危機管理」に対応できる体制づくりが必要であると述べた。厚生省としても、新型インフルエンザを始めとした健康危機管理に対応できる体制を整備するとともに、近年の新興・再興感染症の出現に対応するため、総合的な感染症予防対策を推進していくことが必要である。

また、血液製剤によるHIV感染問題の反省に立ち、HIV訴訟の和解を踏まえ、感染者への恒久対策の推進とともに、二度とこうした事件が生じることのないよう、医薬品等の安全対策の強化など健康被害の再発防止に向けて最大限の努力を重ねていかなければならない。

一方で、生活習慣病対策を始め、予防や高度な生活の質の維持に重点を置いた、生涯にわたる国民の健康づくりの推進が求められている。さらに、腸管出血性大腸菌O157等による食中毒やクリプトスポリジウム等の病原性微生物による水系感染症など人々が直接口にする食品と水の安全性をめぐる新たな問題に対応するとともに、廃棄物の適正処理の確保やリサイクルの推進、ダイオキシン対策などに積極的に取り組んでいく必要がある。

第3章では、技術進歩と国際化への対応という観点を中心に、厚生行政の臨むべき立場を探る。国民の生命・健康を守ることを目的とした科学技術である厚生科学については、今後とも一層振興していく必要がある。また、保健医療福祉分野におけるサービスの質の向上および効率化を図るため、情報化の一層の推進が求められている。社会保障や保健医療分野における国際協力も我が国にとって重要な課題であり、世界福祉構想の具体化を始め積極的に取り組んでいく必要がある。中国残留邦人への援護や戦没者慰霊事業などの援護施策にも引き続き力を注いでいかなければならないことは、言うまでもない。

最後に、第4章では、政府全体として取り組んでいくことが求められている行政改革の各課題（中央省庁再編、地方分権、規制緩和、情報公開）について、厚生行政としての取組みの道筋を紹介する。